

令和元年度 第2回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	令和元年 11 月 15 日（金） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部 寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授） 丑久保 和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士）	
審議対象期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 7 月 31 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について 	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	一般	（仮称）玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設（建築）工事 市道古浦西長江線道路改良その 17 工事
	指名	松江市立中央幼稚園外 4 園空調整備（機械設備）工事
		野波漁港ミホシ沖防波堤機能保全工事
	（仮称）玉湯統合小学校・幼稚園・児童クラブ建設工事監理業務委託	
	（備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 契約金額が極めて高い ● 総合評価方式により逆転で落札となっている ● 最低制限価格が適用されていない ● 予定価格及び契約金額が高いにもかかわらず指名業者数が少ない ● 入札参加者のほとんどが予定価格超過となっているが落札率はそれほど高くない 	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札（総合評価方式）
工事名	（仮称）玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設（建築）工事
工期	令和元年7月10日～令和3年2月26日
工事種別	建築一式工事
工事概要	<p>工事場所：松江市玉湯町</p> <p>工事概要：小学校、幼稚園、児童クラブ及び附属建築物の新築工事に係る建築主体工事並びに外構工事</p> <p>工事内容：小学校・・・木造（一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造）3階建（延床面積：6,356.16㎡）</p> <p>幼稚園、児童クラブ・・・木造2階建（延床面積：993.33㎡）</p> <p>倉庫・・・鉄筋コンクリート造1階建（延床面積：109.78㎡）</p>
入札参加資格	<p>下記を満たす2者又は3者で構成する特別共同企業体（特別JV）であること。</p> <p>①格付又は総合点数 代表者、構成員とも 市登録名簿で建築一式工事の総合点数が951点以上（格付A等級）</p> <p>②営業所所在地 代表者、構成員とも 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。</p> <p>③出資比率 代表者、構成員とも：2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上</p> <p>④工事实績 代表者：元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として、H16年度以降に1契約で15億円以上の建築一式工事（改修工事を含む）の施工実績があること。 構成員：元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（出資比率20%以上）として、H16年度以降に1契約で3億円以上の建築一式工事（改修工事を含む）の施工実績があること。</p> <p>⑤配置技術者 建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3ヶ月以上）にある下記を満たす者を専任配置。 代表者：1級建築士、1級建築施工管理技士又は同等以上の能力と国が認定した者で、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けかつ講習を受けていること。 構成員：1級建築士、1級建築施工管理技士又は同等以上の能力と国が認定した者。</p>

入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成31年3月11日、島根県総合評価委員会において審議の結果決定した。				
入札参加資格確認申請業者数	3者	入札参加資格条件不適合業者数	なし	入札参加業者数	3者
予定価格（税込）	2,887,568,200円		調査基準価格（税込）	2,733,987,300円	
契約金額（税込）	2,827,000,000円（落札率：97.90%）				
入札の経緯及び結果	令和元年5月23日 開札 第1回目の応札で3者が応札し、うち2者は予定価格超過となり、残り1者について総合評価を実施し、技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、まるなか・カナツ・豊洋特別共同企業体に落札決定。 なお、契約に際し議会での議決が必要な案件のため、仮契約のみ締結。 令和元年7月9日 6月議会での議決を得たので、本契約を締結。				

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	(仮称) 玉湯統合小学校・幼稚園・児童クラブ建設工事監理業務委託
履行期間	令和元年6月27日～令和3年3月19日
業務種別	建築関係建設コンサルタント
業務概要	業務場所：松江市玉湯町 業務内容：小学校校舎、屋内運動場、幼稚園、児童クラブ及び附属建築物の新築工事に係る監理業務
業務のランク	なし
指名業者数	8者
指名業者を選定した考え方	市登録業者で、下記の条件を満たす8者を全者指名。 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に本社（本店）を有する事業者であること。 ● 建築設計事務所で、建築士の有資格者が4名以上（うち一級建築士2名以上）在籍すること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	8者
予定価格（税込）	非公開
調査基準価格（税込）	非公開
契約金額（税込）	54,670,000円（落札率：非公開）
入札の経緯及び結果	令和元年6月25日 開札 第1回目の入札で指名業者全者が応札し、うち7者が予定価格超過となり、残り1者が予定価格以下及び調査基準価格以上の応札であったので、その1者である(株)小草建築設計事務所に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札（総合評価方式）				
工事名	市道古浦西長江線道路改良その17工事				
工期	令和元年7月4日～令和2年2月28日				
工事種別	土木一式工事				
工事概要	工事場所：松江市西長江町 工事概要：施工延長 L=880m 工事内容：道路側溝 L=678m、フリーム L=218m、 ヒューム管渠 L=97m、重圧管 L=77m、 自由勾配側溝 L=216m、街路側溝 L=61m、集水桝 N=51 基 アスファルト舗装工 A=3,070 m ²				
入札参加資格	①格付け又は総合点数 A等級の者。 ②営業所所在地 建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。 ③工事実績 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率が20%以上）として、H16年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 ・国、都道府県又は松江市（合併前の旧市町村を含む。）発注の工事において、1契約で5,000万円以上の土木一式工事 ④配置技術者 ・建設業法に基づく主任（又は監理）技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は開札の日以前3ヶ月以上）にあること。 ・監理技術者の場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。				
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成31年4月15日、島根県総合評価委員会において審議の結果決定した。				
入札参加資格確認申請業者数	6者	入札参加業者数	6者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	120,105,700円	調査基準価格（税込）	109,435,700円		
契約金額（税込）	109,722,800円（落札率：91.36%）				
入札の経緯及び結果	令和元年6月28日 開札 第1回目入札で6者の応札があり、総合評価を実施し技術点数と入札価格を用いて算出した評価値により順位を確定した結果、1位となった（株）増原産業建設を事後審査のうえ、落札決定。				

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	松江市立中央幼稚園外4園空調整備（機械設備）工事
工期	令和元年6月25日～9月20日
工事種別	管工事
工事概要	工事場所：松江市大正町外 工事内容：幼稚園の教室に空調設備を新設
工事のランク	なし
指名業者数	20者
指名業者を選定した考え方	（当初及び再入札とも）市登録業者で、下記の条件を満たす25者のうち20者をローテーションで指名。 ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 主たる施工実績が空調設備工事であること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	12者
予定価格（税込）	18,952,920円
最低制限価格（税込）	適用しない
契約金額（税込）	18,900,000円（落札率：99.72%）
入札の経緯及び結果	令和元年6月21日 開札 第1回目の入札で12者が応札し、うち11者が予定価格超過となり、残り1者が予定価格以下の応札であったので、その1者である松江冷機(株)に落札決定。

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	野波漁港ミホシ沖防波堤機能保全工事
工期	令和元年 7 月 11 日～9 月 30 日
工事種別	土木一式工事
工事概要	<p>工事場所：松江市島根町</p> <p>工事内容：大石撤去据付 N=21 個、基礎捨石 V=144 m³ コンクリート打設 V=50 m³、被覆ブロック据付 N=89 個 構造物取壊し 1 式</p>
工事のランク	なし
指名業者数	5 者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者で、下記の条件を満たす 5 者を全者指名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾・漁港漁場及び海岸工事の施工実績があること。 ● 公共工事において主作業船を使用する海上工事の施工実績があること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	5 者
予定価格（税込）	15,750,720 円
最低制限価格（税込）	14,353,200 円
契約金額（税込）	15,660,000 円（落札率：99.42%）
入札の経緯及び結果	<p>令和元年 7 月 9 日 開札</p> <p>第 1 回目の入札で指名業者全者の応札があり、うち予定価格超過での応札が 4 者あり、残り 1 者は予定価格以下及び最低制限価格以上であったので、その 1 者であるカナツ技建工業(株)に落札決定。</p>

1. 落札率等の状況について

(説明要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月の平均落札率は平成 30 年度と比較し上昇しており、平成 30 年度同時期と比べても上昇している。これは、大規模事業である学校建設関連の各工事及び市内各学校の空調整備工事が高い落札率であったことが原因と考えられる。

○月別入札件数と落札率の推移

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月の落札件数は平成 30 年度同時期と比べ増加し、入札執行件数も同じく増加している。平成 31 年 4 月の落札件数が例年に比べ多いのは市内各学校空調整備工事によるものであり、また、平成 31 年 4 月及び令和元年 5 月の平均落札率が高いのは、同じく各学校空調整備工事及び前述の学校建設関連の各工事の落札率が影響している。

○工種別落札率の推移

例年同様、平成 31 年度（令和元年度）も建築一式・電気・管は落札率が高く、舗装は落札率が低い傾向である。また、土木一式は平成 30 年度平均と比べ低下している。

○価格帯別落札率推移

平成 31 年度（令和元年度）の 4,000 万円～5,000 万円の落札率が高いのは、市内各学校空調整備工事 9 件の平均落札率が高いことが要因であると考えられる。また、1 億 5,000 万円以上の落札率が高いのは、前述の学校建設関係の各工事の落札率が高いことが要因と考えられる。

○入札執行状況

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月の不調・不落件数は 6 件で、不調はなく、不落は 6 件あり。不落のうち、3 件は再入札を行い、3 件は不落随契となった。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月の落札率は、平成 30 年度の年間平均落札率と比較し上昇。この中で、落札額は高いが落札率は低い案件が 2 件あり。今年度の平均落札率が上昇しているのは、低入札価格調査での落札案件が今年度は無いことが要因と考えられる。

○月別入札件数と落札率の推移

平成 31 年度（令和元年度）5 月～7 月の平均落札率は、91～92%で推移している。平成 30 年度 5 月の平均落札率が低いのは、低入札価格調査での落札案件が 1 件あるためである。平成 31 年度 4 月の落札率が高いのは、4 月の落札案件は 1 件のみであるが、その落札率が高いためである。

○業種別落札率の推移

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月の測量・土木設計コンサルの落札率が平成 30 年度より低いのは、落札率の低い案件が各月 1 件ずつあるためである。

○価格帯別落札率推移

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月において 2,000 万円～3,000 万円の落札率が低いのは、この価格帯での落札件数は 1 件だが、その案件の落札率が低いためである。

○入札執行状況

平成 31 年度（令和元年度）4 月～7 月については、不調・不落は無し。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

添付の資料を参照いただきたい。（詳細説明は省略）

質 問 及 び 意 見	回 答
今回学校関係の建設工事や空調整備工事が多い気がするが、何か理由はあるのか。	学校関係の工事は、計画的に発注したものである。また、各学校の空調整備工事は、国の施策で今年の夏休みまでに整備を完了させるため、同時期にまとめて発注している。
上下水道局の一般競争入札で、最低制限価格未満の入札価格の業者を誤って落札者としたという報道があったが、貴課で所管の案件では、このようなことが起こらない体制となっているのか。	本課所管の工事関係の案件は全件電子入札としており、100%起こらないとは言い切れないが、予定価格等の入力や落札者決定処理時は、必ず 2 名で確認を行うこととしているので、このような事態はほぼ起きないと考えている。
市長部局と各企業局で違いはあると思うが、意見交換等を行いながら公正・公平な入札を行えるようにしていただいたほうが良いと思う。	今回の件をきっかけに、制度を統一する動きが出てくればと思っている。

審議結果：全委員了承

【審議事項について】

1. 一般競争入札（総合評価方式）【(仮称) 玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設（建築）工事】

※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書 **資料 3-1** のとおり。

○契約金額が極めて高く総合評価方式が適用されたことについて

予定価格が 4,000 万円以上の工事は原則総合評価方式を適用することとしており、本案件は予定価格が約 28 億円となるため、総合評価方式を適用している。

また、本案件を特別共同企業体での工事としているのは、「松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱」第 2 条で定める予定価格 2 億 5,000 万円以上の建築一式工事に該当するためである。

質問及び意見	回答
<p>特別共同企業体における総合評価方式の技術評価点の加算方法は、構成する各業者の評価をそれぞれ反映するのか、それとも出資比率を加味したもので反映するのか。基本方針を教えてください。</p>	<p>特別共同企業体の場合、まず企業の評価は代表者となる業者の評価、配置予定技術者の評価は代表者又は構成員となる業者のどちらかの技術者で評価、企業の地域貢献の評価は代表者及び構成員の両方が条件を満たしている場合のみ評価することとしている。</p>
<p>参加3者のうち、2者は予定価格超過で残り1者について総合評価を行ったということだが、入札結果調書には3者全ての技術評価点が載っている。実際には、技術評価自体は入札日までに完了していると思えばよろしいのか。</p>	<p>技術資料提出の締切日を入札日の2日前までとしており、入札日までに技術評価点数をあらかじめ算出し、入札日当日の入札価格を用いて評価値を算出のうえ総合順位を決定している。</p>

審議結果：全委員了承

2. 指名競争入札【(仮称)玉湯統合小学校・幼稚園・児童クラブ建設工事監理業務委託】

※業務概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書資料3-2のとおり。

- (業務の指名競争入札で)契約金額が最も高く参加者8者中7者が予定価格超過であるが、落札率はそれほど高くなかったことについて
 落札業者は、平成27年度に本事業の基本設計業務委託を落札し、また、平成29年度には実施設計業務委託を落札していることから、継続して業務を完了させてきた実績もあり、本事業に対する熟知と受注意欲が高かったのではないかと思われる。

質問及び意見	回答
<p>落札率が低い理由は、継続して受注したいという強い意欲があったのではということだが、他の業者が全て予定価格を超過しているということは、落札業者だけがこの事業に継続的な関わりがあるけど、他の業者は全く関わりがないということか。</p>	<p>他の業者についても、本事業の基本設計と実施設計の業務委託の指名競争入札にも参加いただいているが、結果として、両方とも今回と同じ業者が落札している。しかし、他の業者も、事業の継続性等を考慮して入札に参加していることは全くなく、たまたま応札額が予定価格を超過したのだと考えている。</p>
<p>工事が設計通りに進んでいるかを監理する業務が本案件だということだが、落札業者は基本設計業務及び実施設計業務を行っているので、どのような設計でどのようなところにポイントを置きながら監理をすれば良いかということが一番把握していると思う。ということであれば、入札において他の業者より少し有利な状況があるということ是否めないと思うが。</p>	<p>確かに他の業者より有利な点はあるかと思うが、監理業務委託を発注する場合は、通常的设计業務と異なり、例えば、建築士の有資格者が何名以上在籍している等指名条件を厳しくして業者を選定している。なので、建築士の資格を持っているのであれば、基本設計や実施設計の内容を見れば基本的なチェックポイント等は分かると考えている。</p>

	<p>工事監理を行ううえでは、条件を厳しくして指名業者を選定する必要があると考えており、今回の落札業者以外の業者も基本的なチェックポイントは押さえていただいていると思っている。また契約後も、発注者と綿密な協議を行いながら業務を遂行していただくので、どの業者が落札しても、適切に業務を行っていただけたらと考えている。</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p>3. 一般競争入札（総合評価方式）【市道古浦西長江線道路改良その17工事】</p>	
<p>※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書「資料3-3」のとおり。</p> <p>○総合評価方式により逆転で落札したことについて 落札業者は、入札価格は2位であったが技術評価点が1位であり、評価値を算出した結果、総合評価で1位となった。総合評価1位である落札業者と2位の業者の技術評価点について差があるのは、例えば、企業の地域貢献の項目の新規雇用において、落札業者は若手技術者の採用実績となっているが2位の業者は若手従業員の採用実績となっており、このような差が技術評価点の合計の差となっている。</p>	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>総合評価の評価項目・評価基準については、発注者・受注者とも同じ認識となるよう、公告等での十分な説明を今後もお願いする。</p>	<p>(特に回答無し)</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p>4. 指名競争入札【松江市立中央幼稚園外4園空調整備（機械設備）工事】</p>	
<p>※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書「資料3-4」のとおり。</p> <p>○（工事の指名競争入札で）契約金額が最も高く、最低制限価格を適用していないことについて 国の施策により、今年度は幼・小・中学校の普通教室等へのエアコン設置工事を既に複数発注していたことから、人的に繁忙となったことにより、予定価格に近い落札価格になったのではないかとと思われる。 また、工事費に占める製品の割合が一定以上の案件については、最低制限価格を適用しない。</p>	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>以前の説明でも、機器代というのは業者がメーカーから購入する際の価格によるので、安い入札価格が出てくる場合もあるが、メーカーからの納入価格が安くても業者自体の収益を圧迫するものではないので、最低制限価格を適用しないとい</p>	<p>参加者は工事内訳書を提出するので、その内訳書を確認すれば分かる。</p>

<p>うことであった。</p> <p>しかし、今回同時期の他の空調整備工事等を見ると、極端に安い入札価格であるようにも思えないが、機器代は工事内訳書で分かるものか。</p>	
<p>製品比率が一定以上の場合には最低制限価格を適用しないということだが、何か規則等で定めているものか。</p>	<p>この制度は平成 22 年度から適用しており、要領も策定している。</p>
<p>製品比率が高い工事の場合、特に空調関係のメーカーは実質寡占市場状態だと思われるので、寡占価格で仕入れるとなかなか入札価格を抑えることは出来ないと思う。しかし、中には製品価格を抑えてでもなんとか良い仕事をしたいという業者もいるということで、製品比率の高い工事については、最低制限価格を適用しない方が競争性は高くなるという発想だと思う。なので、どのような工事の場合に、製品比率が何割以上だと最低制限価格を適用しない方が良いのか悪いのかというようなチェックや改善等の助言は、このような監視委員会で行えば良いと思う。</p>	<p>(特に回答無し)</p>
<p>審議結果：全委員了承</p>	
<p>5. 指名競争入札【野波漁港ミホシ沖防波堤機能保全工事】</p>	
<p>※工事概要・入札経過及び結果等は抽出事案説明書 資料 3-5 のとおり。</p> <p>○契約金額は比較的高いが指名業者数が 5 者と少ないことについて</p> <p>本案件は予定価格が約 1,500 万円となるので、本来であれば 15 者の指名となるが、港湾工事という特殊性から、</p> <p>① 港湾・漁港漁場及び海岸工事の施工実績があること。</p> <p>② 公共工事において主作業船を使用する海上工事の施工実績があること。</p> <p>等を条件とし、これらを満たす 5 者を全者指名した。</p>	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>指名業者選定の考え方で、主作業船を使用する海上工事の施工実績があることとあるが、市ではどのように把握しているのか。</p>	<p>2 年に 1 度の入札参加登録業者の定期更新申請の際に、港湾・海上工事を希望する業者から、施工実績をまとめた調書を提出していただいている。もう一つは、専門的は CORINS というが、工事実績登録がインターネット上で公開されており、これを利用して、実際に施工実績があるかどうかを確認することも可能である。</p>

CORINS 等で確認した結果、実績があるのは 5 者のみということか。	施工場所や受注金額、施工内容、松江市内に営業所がある等の基準を当てはめると、該当するのは 5 者のみとなる。
港湾工事なので、作業船を使用しての実績を有するというのは前提として出てくると思うが、そうなると、市内業者は少ないのでは。	<p>指名した 5 者のうち、市内に本社がある業者が 2 者、市内に委任先となる営業所がある業者が 2 者、県内に本社があり市内に営業所がある業者が 1 者となる。</p> <p>ちなみに、市への入札参加資格登録はないが、港湾工事の実績を持つ業者は他にもあるが、工事の特殊性から年間を通して数多く発注があるわけではないので、市外又は県外から松江市へ積極的に投資をするかどうかを判断されてのことだとは思う。</p> <p>市としては、実績が数多くあれば施工に関するノウハウを持っていると考えるので、そのような業者にご参加いただき適切な物を完成させていただきたいと思っているので、登録をお願いしているが、なかなか増えていかないのが現状である。</p>

審議結果：全委員了承

【報告事項】

① 指名停止等の運用状況について

平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 7 月 31 日の期間における指名停止は、5 件 5 社あり。

② 入札参加者が 1 者の入札状況（平成 29・30 年度）について

30 年度は、全体件数 241 件のうち該当件数は 30 件で全体の 12%であり、29 年度に比べ 13 件増。平均落札率は 97.21%と、全体件数での平均落札率に比べ 2.97 ポイント高く、29 年度該当件数のみでの平均落札率と比べると 0.62 ポイント低い

工種別の状況は、29、30 年度とも建築一式、管、解体が高く、土木一式については、30 年度に高い割合となっている。なお、その他の工種は該当無し。傾向としては、建築一式、管、解体について割合が高い。

契約金額別の状況は、30 年度は 130 万円以上 250 万円未満、500 万円以上 1,000 万円未満、2,000 万円以上 4,000 万円未満、1 億円以上の価格帯で割合が高い。1 億円以上の価格帯は原則一般競争入札となるが、29、30 年度ともこの価格帯の発注件数が例年に比べ多く、しかも 4 月から 6 月にかけて集中したので、業者側が受注意欲のある案件のみに絞って参加した結果、参加者が 1 者の案件が増加したと推測する。また、130 万円以上 250 万円未満の価格帯は、例年年度後半に発注した案件の入札参加者が少なく、結果参加者が 1 者の案件が多くなっており、30 年度は特に多い状況だった。これは、この価格帯の指名業者は規模の小さな業者が多く、しかも年度末が近づくにつれ各業者とも手持ち工事が多くなり他の工事まで受注する余裕がないことから、入札参加者が減少しているのではないかと推測する。なお、29 年度は、130 万円以上 250 万円未満の価格帯での該当は無し。

月別の状況は、期間に若干の差異はあるが、29年度、30年度ともは11月から2月にかけて高い。これも契約金額別の状況と同様、年度後半は各業者の手持ち工事も多くなり、他の工事まで受注する余裕がないのではと思われる。また、その他の月も、一定の割合で該当案件があるが、近年多くの業者で企業規模に関係なく技術者の確保に苦慮している状況であり、配置する技術者を確保できない等の理由で入札参加を辞退する業者が多くなり、結果参加者が1者となる確率も高くなっているのではと推測する。

③ 1者入札における他市への調査結果について

前回の委員会（令和元年度第1回）で、指名競争入札において1者入札を有効とすることについて、競争性・公平性に疑義があるとの指摘があったため、松江市を除く中核市全57市に対し、1者入札の取扱について調査を行い、全市から回答を得た。

回答の集計結果（抜粋）

- (1) 工事・業務・物品の全般について1者入札の場合中止するかどうか
 - ・全体の約6割の36市が1者入札の場合は中止する
- (2) 1者入札を中止する主な理由
 - ・公平性、競争性を保つ。
 - ・透明性の確保。
- (3) 1者入札でも中止しない主な理由
 - ・公告による募集や指名をした結果1者のみの参加であっても、諸状況について既に競争性が働いている。
 - ・入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であれば、参加の意思を表明した時点で経済性や競争性は確保されている。
- (4) 1者入札を中止するメリット又はデメリットについて主なもの
 - ◎メリット
 - ・競争性が確保される。
 - ・透明性や公平性が確保される（談合防止など）。
 - ・指名業者を入れ替えることで、他の業者の受注機会の確保が得られる。
 - ・発注者側では、仕様書や入札条件を再検討する機会が得られる。
 - ◎デメリット
 - ・事業進捗に遅れが生じる。
 - ・当初入札で応じた受注意欲の高い業者と契約が出来なくなる。
- (5) (1者入札を中止しない場合がある27市について) その原因把握などの事後調査を実施しているかどうか
 - ・実施している：6市（全体の22%）
 - ・実施していない：21市（全体の78%）
- (6) (事後検証を実施している6市について) 主な調査方法
 - ・入札監視委員会の開催
 - ・辞退業者への聞き取り

中核市は、現在松江市を含め58市あるが、政令市と同規模程度の市から松江市のように小規模の市まで様々あるので、今回の調査結果を基に松江市の実情等も踏まえながら、1者入札の対応を検討する考えである。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>一般競争入札は、募集開始の時点で公平性が保たれているという考えもあれば、やはり1者だと公平性は保たれていないという考えもある。漠然と何の根拠も無く1者入札を有効とするということではなく、このような委員会も含めて審議を尽くした結果の方針であれば、それで良いと思う。市は、このことについて何か検討しているのか疑問を持っていたので、今回の調査結果を基に、市としての方針をご検討いただければと思う。</p>	<p>(特に回答無し)</p>
<p>過去に市の知らないところで業者同士の譲りあいがあり問題になった等、1者入札の弊害が目に見えて発覚した事例はあるのか。</p>	<p>松江市では無い。 以前、全国的に談合事件が多発したため、松江市でも対策を検討し、結果電子入札の導入となった。導入以前は、業者を一同に集め現場説明会を行っていたので、説明会后、業者が別に集まって話をしていたというような報道もあったが、電子入札導入後は、お互い全く顔が見えないまま入札に参加するので、100%とは言えないが談合防止等に対し一定の機能を果たしており、1者入札でも問題ないと考えている。 しかしながら、委員の皆様からのご指摘である1者入札の取扱は、不調案件、例えば指名した業者が全者辞退という場合の取扱も含めて検討が必要な課題と考えており、このように委員の皆様の助言等をいただきながら検討を進めることも、大変重要であると思う。</p>
<p>電子入札は談合防止の効果があるということで、導入には国が後押ししていたと思う。なので、導入以降は談合が難しくなったこともあり、ある程度公平性は確保されていると思うが、不正行為の有無を監視するのもこの委員会の目的の1つであるので、今後も公平性と競争性が確保されているかチェックをしていくことが重要である。</p>	<p>談合防止を目的に電子入札の導入となったが、どのような策を講じてもなかなか100%防ぐことは出来ない部分もある中、手を尽くせることは尽くしているという状況である。</p>
<p>その他の質問及び意見は無し。</p>	
<p>【その他】</p>	
<p>[次回開催予定について] 令和元年度第3回委員会は2月頃に開催することとし、日時は事務局で調整する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	